　　　　　　　　　　　　　　ボランタリーハウス事業

　　　　　　　　「いこいのつつじ」運営規則

　第　１　章　　総　　　則

（名　　称）

第１条　　本会はボランタリーハウス「いこいのつつじ」と称する。

（主　　管）

第２条　　本会の主管はつつじが丘統一自治会とし、福祉委員会をその主務機関

　　　　　とする。

（事務所）

第３条　　本会の事務所は、つつじが丘ふれあいセンターに置く。

（対象者）

第４条　　原則としてつつじが丘の住民とする。

（目　　的）

第５条　　ボランティアにより、主に高齢者などの健康の維持、増進や生きがい

　　　　　づくりを支援すると共に、明るい豊かな福祉のまちづくりをめざす。

（事　　業）

第６条　　前述の目的を達成するために、次の事業を参加者の意向を反映させな

　　　　　がら活動をする。事業の実施は毎週１回定められた日時に行う。

イ・　閉じこもりや社会的孤立感をなくす

ロ・　食事の提供や悩みの相談などの生活支援事業や包括支援センターとの

　　　連携。

ハ・　健康体操、日常動作訓練、軽スポーツ、また認知症予防の頭の体操など。

二・　趣味や創造活動など住民による創意工夫の力が発揮できる機会を設ける。

ホ・　その他

　　　　　　　　　　第　２　章　　　組　　　　　　　織

（構　　成）

　第７条　　　本会は住民のボランティア並びに自治会の福祉委員会をもって構成する。

（役員・事務局員の選出・役割）

第８条　　（１）　役員は本会のボランティアの中から互選し代表１名・副代表１名を総会において選任する。

　　　　　（２）　事務局員は福祉委員会より１名、フロアーボランティアよ

　　　　　　　　　り１名以上自薦・互選により選出し代表がこれを任命する。

　　　　　（３）　事務局には本会の会計係を設置しこれを福祉委員会が担当

　　　　　　　　　する。

　　　　　（４）　事務局員およびすべてのボランティアと参加利用者は事業企画などに参加することが出来る。

　　　　　（５）　役員・事務局員は他の職務と兼任することが出来る。

　　　　　（６）　事務局長は副代表とする。

　　　　　（７）　事務局会議は必要に応じ代表が召集する。

（役員の任期）

　第９条　　１年を原則とし毎年総会において過半数の賛成が得られれば再任できる。

（厨房のリーダー）

　第１０条　　各班はリーダーを決めリーダーもしくは代理人は事務局会議に参加する。

（総　　会）

　第１１条　　本会の最高決議機関として総会を置き代表がこれを招集する

　　　　　　３分の２以上の出席で成立しその過半数の賛成により次の議決を行う。　可否同数の場合は議長がこれを決する。

　　イ・　次期役員の任免。

　　ロ・　会計の予算と決算報告および事業計画と報告の承認。

　　ハ・　運営規則の改廃に関する事項。

　　二・　その他。

（運　営　費）

　第１２条　　本会の運営費は各務原市社会福祉協議会の助成金・自治会の補助　　　金およびその他の収入をもってこれにあてる。

（利用者、構成委員負担金）

　第１３条　　昼食希望者は規定の負担をし、利用者は７０歳以上、構成委員は

　　　　　　７０歳以下でもできる。また行事の内容により適宜徴収することができる。

(報告義務)

　第１４条　　本会の予算、決算報告および活動計画と活動報告は自治会役員会と各務原市社会福祉協議会へ提出する。

(会計年度)

第１５条　　　本会の会計年度は毎年４月１日より翌年３月３１日までとする。

　　　付　　　　　　　則

　　本規則は平成１２年１１月２日より施行する。

　＊平成１２年９月２２日作成

　＊平成１２年１０月２７日ボランティア・福祉委員・民生委員・合同会議にて決済。

　＊平成１２年１１月２日つつじが丘統一自治会役員会に（案）を提出し承認された。

　＊平成１５年３月１０日いこいのつつじ役員・リーダー会において第９条（３）項の改正を協議決定する。

　＊平成２８年３月２日総会において従来の運営規則を破棄し新しい運営規則に移行する旨決定した。

　＊平成28年5月7日つつじが丘統一自治会役員会に(案)を提出し承認された。